

公害防止等届出書の提出についてのお願い

提出部数と提出先について

提出部数 2部（市への提出用と提出者控えのため）

提出先 沼津市長

届出期間について

各法律（条例）に関わる届出の提出は下記のとおりとなっています。

特定建設作業実施届出（法、条例） …… 7日前（作業開始日）

特定粉じん排出等作業実施届出 …… 14日前（"）

生活環境保全等に関する条例 …… 30日前（工事着手予定日）
（騒音、振動、悪臭、特定作業）

大気汚染防止法及び条例（一般粉じんを除く） …… 61日前（工事着手予定日）

水質汚濁防止法及び条例 …… 61日前（"）

騒音規制法 …… 30日前（"）

振動規制法 …… 30日前（"）

ダイオキシン類特別措置法 …… 61日前（"）

氏名等変更届出及び継承届出（法、条例） …… 30日以内（変更日から）

公害統括者及びその代理者 …… 30日以内（変更日から）

公害防止主任管理者及びその代理者 …… 30日以内（変更日から）

公害防止統括者及びその代理者 …… 30日以内（変更日から）

届出書の提出については、提出する法（条例）により、添付書類等に違いがありますので、ご注意ください。

ご不明な点等は、下記までご連絡下さい。

沼津市生活環境部環境政策課

TEL 055 - 934 - 4740 FAX 055 - 934 - 3045